

# 企業立地促進条例のご案内 (テナント本社・研究所編)

横浜市では、「横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例（企業立地促進条例）」を制定し、特定地域において一定の条件を満たす事業計画を実施する方に対して法人市民税（法人税割額）の軽減を行っています。

対象期間：2018年4月1日から2021年3月31日まで  
(上記期間内に事業計画書を提出した方が対象となります。)

## 1 対象地域

- ①みなとみらい21地域 ②横浜駅周辺地域 ③関内周辺地域 ④新横浜都心地域  
⑤京浜臨海部地域 ⑥臨海南部工業地域 (「5 特定地域の範囲」参照)

## 2 支援内容

次表に基づき、法人市民税法人税割額（最大1億円／1事業年度）を4～6年間軽減します(※1)

(※1)軽減対象期間は、本社等を設置する地域などにより異なります。

表1 法人税割額から控除する額（控除額）／1事業年度あたり

控除額算定基準額 (※2)	控除額
3,000,000円以下	0円
3,000,001円以上 100,000,000円以下	控除額算定基準額(100円未満の端数を切上)
100,000,001円以上	100,000,000円

表2 軽減対象期間（軽減対象期間に開始する事業年度が「対象事業年度」となります）

対象となる地域・分野	軽減対象期間
①みなとみらい21地域 ②横浜駅周辺地域	すべての事業分野 5年間(外資系企業者(※3):6年間)
③関内周辺地域 ④新横浜都心地域	すべての事業分野 4年間(外資系企業者:5年間)
⑤京浜臨海部地域 ⑥臨海南部工業地域	環境・エネルギー関連分野 健康・医療関連分野 製造業 4年間(外資系企業者:5年間)

(※2) 控除額算定基準額（対象事業年度の末日が軽減対象期間終了後に到来する場合は、月割計算）

$$\text{① 法人税割額} \times \frac{\text{③ 新たに設置した本社等の従業者数} - \text{④ 市長が決定する人数}}{\text{② 横浜市内の事務所等(※4)の全従業者数}}$$

- ① 法人税割額  
横浜市に申告納付する対象事業年度の法人市民税法人税割額です。
- ② 横浜市内の事務所等の全従業者数  
横浜市に設置する事務所等の従業者の人数の合計です。
- ③ 新たに設置した本社等の従業者数  
当制度の対象となる（認定を受けた）新たに設置した本社等の従業者の人数です。
- ④ 市長が決定する人数  
市内の事務所等から新たに設置した本社等へ異動した従業者の人数などです。

(※3) 外資系企業者

- ・外国会社によって設立された日本法人（外国会社が、株主等の議決権の3分の1超を有する日本法人を言います。）
- ・横浜市内に初めて本社等を設置する場合に適用されます。



(※4) 事務所等 地方税法第321条の8第1項に規定する事務所又は事業所をいいます。

【市民雇用助成】市民雇用の実績に応じてさらに助成金が上乘せされます。

(詳細は「市民雇用・市内発注 編」のリーフレットをご覧ください。)

### 3 認定要件

次の要件を満たす事業者は、事業計画を申請後、「認定事業計画に基づく企業立地等に係る事業の継続等に関する契約」を締結し、認定された場合に支援を受けることができます。

事業計画については、事業実施による経済波及効果などを審査し、横浜経済の活性化に寄与すると認められる場合に認定します。

- 要件① 家屋（建物）を賃借して本社等を設置すること
- 要件② 本社等の従業者数が一定以上の規模となること
- 要件③ 経常利益の額が一定額以上であること

#### 要件① 家屋（建物）を賃借して本社等を設置すること

##### (1) 本社等の設置

- ・ 次の本社等の定義に該当する事業所を設置するために、家屋を賃借することをいいます。
- ・ 設置する本社等は、申請者の中枢部門に属する従業者（以下「**中枢部門の従業者**」といいます。）の人数が 50 人以上、かつ、中枢部門の従業者と付随部門に属する従業者の人数の合計が 100 人以上であることが必要です。（詳細は要件②のとおり）

##### <本社等の定義>

中枢部門	総務部門、経理部門、企画部門、研究開発部門、事業を統括する部門
付随部門	中枢部門に付随する支店・営業所等、データセンター及びコールセンター等

##### (2) 家屋の賃借

- ・ 新たに家屋を賃借することが必要です。当条例の認定を受けたビルに関係会社が入居する場合や、賃貸借契約を締結せずに関係会社の事業所に同居する場合は、対象となりません。

#### 要件② 本社等の従業者数が一定以上の規模となること

次の従業者数の要件を満たすことが必要です。なお、表中「100 人以上」の要件については、そのうち 50 人以上が中枢部門の人数であることが必要です。

##### <従業者数の要件>

立地の形態	従業者数の要件
<b>A 初本社等設置</b> ◇市内に本社等を設置していない場合（申請日から 2 年前の日までの間に設置していた場合などを除く）において、新たに本社等を設置する場合	・ 設置する本社等：100 人以上
<b>B 拡張本社等設置①</b> ◇当制度の対象地域に設置している本社等を拡張して設置する場合	・ 設置する本社等：100 人以上 ・ 既存の本社等の従業者数から 100 人以上増加、かつ、既存の本社等の従業者数の 2 倍以上
<b>B 拡張本社等設置②</b> ◇市内（当制度の対象地域を除く）に設置している本社等を拡張して設置する場合 ◇市内に本社等を設置しておらず、かつ、次のいずれかに該当する場合において、本社等を設置する場合 ・ 申請日から 2 年前の日までの間に、市内に本社等を設置していた場合 ・ 申請日から 2 年前の日までの間に、市内に本社等を設置している法人との間で分割・合併があった場合	・ 設置する本社等：100 人以上 ・ 既存の本社等の従業者数から 100 人以上増加

※ 「既存の本社等」とは、事業用家屋の自己所有・賃借等の別を問わず、横浜市内に本社等を設置している場合が該当します。なお、市内に事業拠点がある場合においても、工場や営業所など本社等以外の事務所等である場合には、初本社設置となります。

※ 従業者は、二以上の市町村に事務所等を有する法人が市民税を申告納付する場合の課税標準の分割に係る従業者（地方税法第 321 条の 13 第 2 項に規定する従業者）と同じ意義です。

（正社員のほか、非常勤の者（アルバイト、パート）、重役、顧問、派遣労働者等を含みます。）

(従業者数要件による「対象/対象外の判定」の例)

	横浜市内の本社等		対象/対象外判定
	申請前	申請後	
A	(本社等なし)	対象地域 新本社等 150人	○
	(本社等なし)	対象地域 新本社等 50人	× 100人に達していない
B①	対象地域 既存本社等 150人	(既存本社等+100人、かつ2倍) 対象地域 新本社等 300人	○
	対象地域 既存本社等 150人	対象地域 新本社等 250人	× 既存本社等の2倍以上になっていない
B②	既存本社等 150人	(既存本社等+100人) 対象地域 新本社等 250人	○

**要件③ 申請者の経常利益の額(※5)が一定額以上であること**

次の2つの基準(基準1又は基準2に掲げる額)のうち、いずれかを満たすことが必要です。

基準1	申請日の前の事業年度以前の3事業年度の経常利益の額の合計	3億円以上
基準2	申請日の前の事業年度の経常利益の額	1億円以上

- ・ 経常利益の額は、申請者(単体)の額です。
- ・ 3事業年度の経常利益の額の合計の算出例は次のとおりです。

(例) 3年度前 10億円	3年度前 △3億円	3年度前 6億円
2年度前 5億円	2年度前 △3億円	2年度前 △5億円
1年度前 △3億円	1年度前 2億円	1年度前 △3億円
計 12億円	計 △4億円	計 △2億円
↓ ○ 基準1に合致	↓ ○ 基準2に合致	↓ × 基準に合致しない

**(※5) 経常利益の額を算定しない会計基準を採用している場合**

- ・ 申請者が、国際会計基準その他経常利益の額を算定しない企業会計の基準を採用している場合は、上記の基準(基準1・基準2)に関わらず、次の2つの基準のいずれも満たす必要があります。

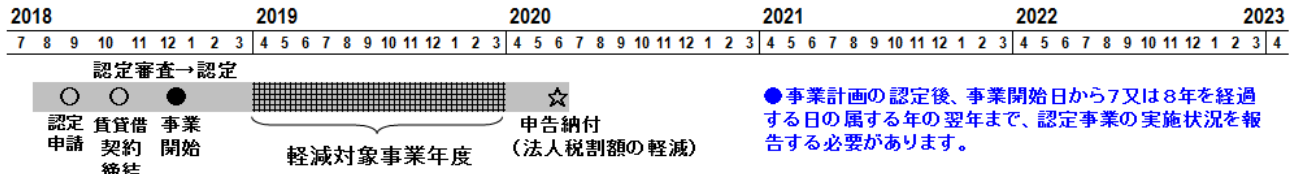
次の2つの基準(基準3及び基準4に掲げる額)のいずれも満たすことが必要です。

基準3	申請日の前の事業年度以前の3事業年度の税引前利益の額の合計	3億円以上
基準4	申請日の前の事業年度の税引前利益の額	1億円以上

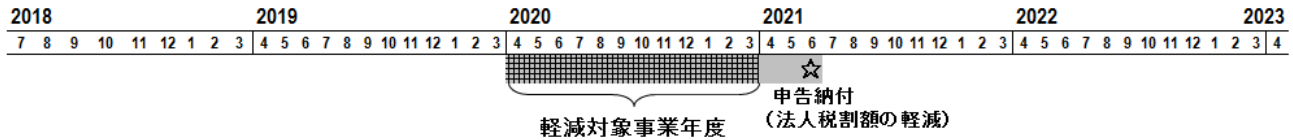
## 4 手続きの流れ等

### 第1回目 税軽減

事業年度が4月1日から3月31日までの法人の例

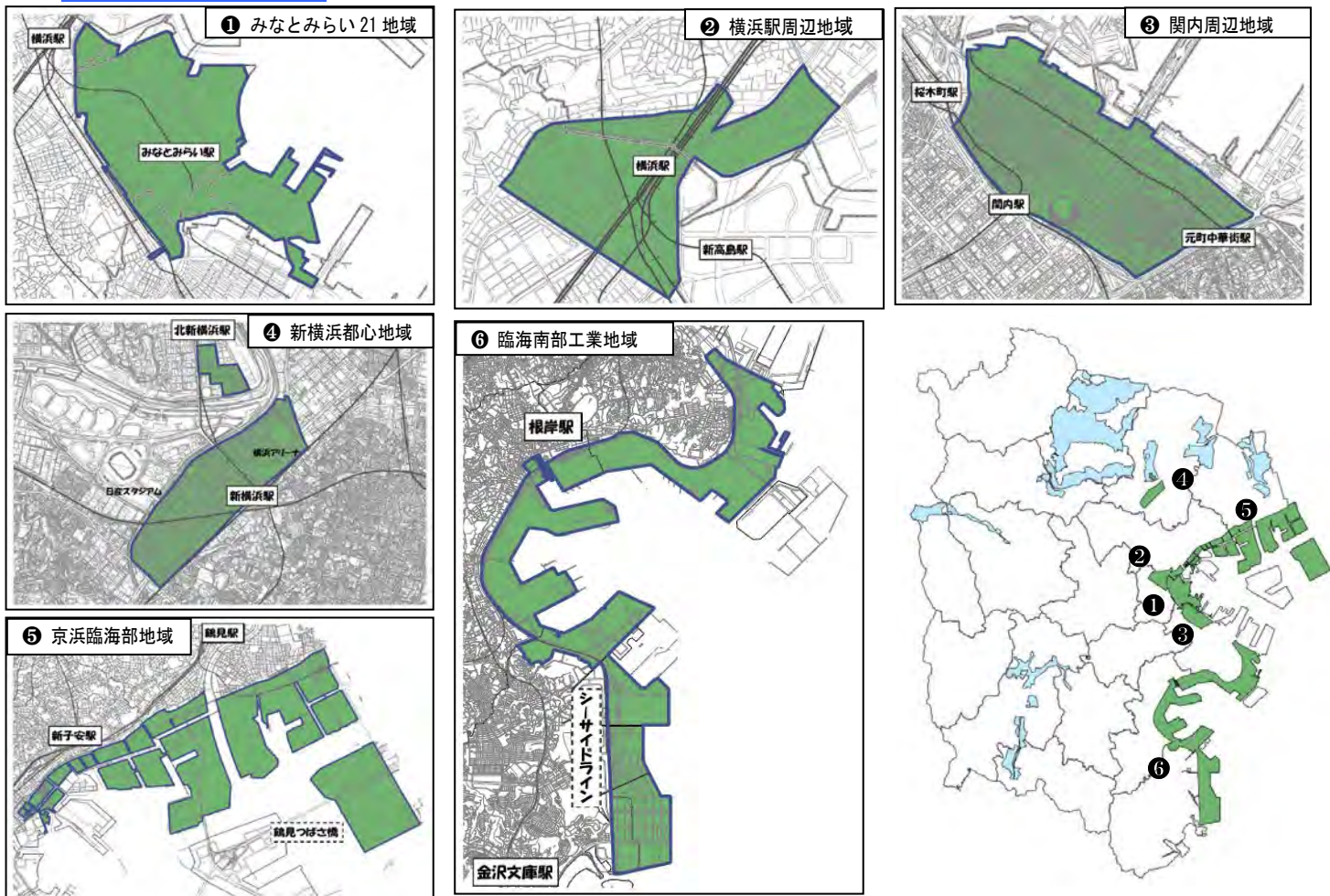


### 第2回目 税軽減(以下、同様)



- ◇本社等を設置する家屋の「賃貸借契約の締結日」の6か月前から前日までに申請することが必要です。
- ◇認定を受けるには「認定事業計画に基づく企業立地等に係る事業の継続等に関する契約（以下「事業の継続等に関する契約」といいます。）」の締結が必要です。「事業の継続等に関する契約」とは、事業開始日から7～8年の間（立地する地域などにより異なります。）の認定を受けた事業計画に基づく事業（以下「認定事業」といいます。）の継続や、認定事業を継続できなかった場合の違約金等を定めた契約です。
- ◇認定事業が行われていない場合や認定事業を廃止した場合は、原則として、認定を取り消します。
- ◇新たに設置した本社等の従業者の人数から市長が決定する人数を控除した人数が100人を下回った事業年度（当該事業年度の末日における従業者の人数で判定します。）は、軽減を受けることができません。

## 5 特定地域の範囲



横浜市 経済局 企業誘致・立地課 TEL : 045-671-2594  
 〒231-0017 横浜市中区港町1-1  
 URL : <http://www.city.yokohama.lg.jp/keizai/yuchi/support/>

